

第 2 3 節 文化財の応急対策計画

関係機関	文化財振興課
------	--------

第 1 計画の方針

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。市教育委員会は、府教育委員会と協議のうえ自ら所有又は管理する被災文化財の応急措置を講ずるとともに、その他の所有者又は管理者に対し、応急措置に係る指導・助言を行う。

第 2 市の指定文化財

本市における、指定文化財の現況は資料編に掲載のとおりである。

資料編	市内指定文化財一覧
-----	-----------